関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第八十五号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（令和八年法律第五号）の施行に伴い、並びに関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条の二第三項、第六項及び第十項、同条第十六項において準用する同法第八条第三十二項並びに同法第八条の二第十七項、第十五条第一項第一号、第二十条の二第一項及び別表、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十一号、第四十二条第一項、第五十六条第一項、第六十二条の二第一項、第六十二条の八第一項及び第百七条、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項、第九条第一項及び別表第一、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第二条第二項、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第二号イ並びに沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四十三条第一項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「第三十四条」を「第三十三条」に改める。

第二十九条の二第一項中「第三十四条の二」を「第三十四条」に改め、同項第三号中「保税蔵置場に」を削り、同項第五号中「引取りの承認」を「引取り」に改め、同項第六号中「一時持ち出し」を「一時持出」に改め、同条第二項中「第三十四条の二（記帳義務）」を「第三十四条」に改め、同項第二号中「とき。」を「とき」に改め、同項第六号中「総合保税地域」を「保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用」に改め、同項第八号中「見本の一時持ち出し」を削り、同項第九号中「（輸出又は輸入の許可）」を削り、同項第十号中「（輸入の許可前における貨物の引取りの承認）」を削る。

第三十条第一項中「準用」を「準用等」に、「一時持出し」を「一時持出」に、「第三十四条」を「第三十三条」に改め、同条第二項中「（他所蔵置に係る貨物の取扱いの届出）」を削る。

第三十四条の二中「第四十一条の三」を「第四十一条の五」に改める。

第三十五条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則

第三十五条第三項中「規定により許可をするに際しては」を「許可に」に、「附する」を「付する」に改める。

第四十条に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「法第四十条第二項」とあるのは、「法第四十九条（指定保税地域についての規定の準用）において準用する法第四十条第二項」と読み替えるものとする。

第五十条の二中「第三十五条から」を「第三十五条（第一項後段を除く。）、第三十六条から」に、「第三十五条第一項第二号」を「同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第一項」と、同項第二号」に、「同条第二項第四号」を「第三十五条第二項第四号」に改め、「使用料率表」と」の下に「、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第五十六条第一項」と、第三十六条第一項ただし書」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十二条第一項ただし書」と、第三十八条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、第三十九条の二第一項中「法第四十八条の二第二項」とあるのは「法第六十一条の四（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する法第四十八条の二第四項」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十一条の四において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項」と」を加える。

第五十条の四第二項中「第六十二条」の下に「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」を加え、同条第五項中「第五十一条第二項」を「第五十一条」に改める。

第五十一条の見出しを「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第四十三条の二の規定は法第六十二条」の下に「（保税蔵置場の許可の特例についての規定の準用）」を、「第五十二条の二」の下に「（保税蔵置場の許可の特例の適用を受ける必要がなくなつた旨の届出）」を、「第五十四条第一項」の下に「（承認の取消し等）」を、「より法第六十一条の五第一項」の下に「（保税工場の許可の特例）」を加え、「第五十五条において承認取得者」を「第五十五条（許可の承継についての規定の準用）において承認取得者」に改め、同項を同条とする。

第五十一条の六第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「保税作業」とあるのは「保税展示場外における使用」と、「法第六十一条第一項」とあるのは「法第六十二条の五（保税展示場外における使用の許可）」と読み替えるものとする。

第五十一条の八中「第三十五条及び」を「第三十五条（第一項後段を除く。）及び」に改め、「この場合において」の下に「、同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と」を加え、「「当該博覧会等」を「「博覧会等」に改め、「書類」と」の下に「、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十四条第一項」と、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十九条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の七において準用する法第四十八条の二第四項」と」を加える。

第五十一条の八中「第三十五条及び」を「第三十五条（第一項後段を除く。）及び」に改め、「この場合において」の下に「、同項前段中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と」を加え、「「当該博覧会等」を「「博覧会等」に改め、「書類」と」の下に「、同項第六号中「法第四十三条第十一号」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十三条第十一号」と、同条第三項中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第六十二条の二第一項」と、第三十七条中「法第四十四条第一項」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十四条第一項」と、第三十八条中「法第四十五条第一項ただし書」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十五条第一項ただし書」と、第三十九条第一項中「法第四十六条」とあるのは「法第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する法第四十六条」と、同条第二項中「法第四十八条の二第四項」とあるのは「法第六十二条の七において準用する法第四十八条の二第二項又は第四項」と」を加える。